

教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛要請
期間終了について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みにつきましては、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、県独自の新型コロナウイルス感染区分の感染急増圏域（赤圏域）設定に伴い、5月21日から6月10日までの間、家庭での保育が可能な方に対して、保育所等の登園自粛のご協力をお願いしておりましたが、感染状況が沈静化しつつある状況を踏まえ、6月4日より感染警戒区域（オレンジ区域）に変更されることが本日、県より発表されました。

このため、本市としましても登園自粛要請の期間を6月3日までに短縮することとし、6月4日以降は感染防止対策を徹底したうえで、通常通り開所いたします。

なお、各園で新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合には、県や関係機関と相談の上、臨時休園等の判断を行います。

保護者の皆様方におかれましては、「発熱や呼吸器症状がある場合には登園を控えていただく」「手洗い・咳エチケットの励行」等、今後とも感染防止対策の徹底にご協力いただきます様よろしく申し上げます。

記

1 登園自粛期間

令和3年5月21日（金）から令和3年6月3日（木）まで

2 保育料の取扱い

0歳～2歳児の児童が登園自粛の要請に応じて登園しなかった場合は、保育料の減額（日割り計算）を行います。保育料の減額の手続きは、保育所等が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。

3 その他

① 家族がコロナに感染した ②濃厚接触者になった ③PCR検査を受けた場合には、早急に保育所等までご連絡をお願いいたします。